

## 旧松本剛吉別邸 施設利用上の注意

(趣旨及び目的)

第1条 本書は、「旧松本剛吉別邸」(以下「当施設」という。)の利用に関し、必要事項を定め、当施設を適正に維持管理し、利活用を推進することを目的とする。

(対象施設)

第2条 本書の対象となる施設は以下のとおりである。

- (1) 主屋
- (2) 庭園
- (3) 茶室

(管理運営責任者)

第3条 当施設の管理運営責任者は、小田原市の発注する「歴史的建造物活用促進業務」の受託者である株式会社トープラとする。

(当施設の休館日)

第4条 当施設の休館日は、毎週月曜日(休日にあたるときは翌平日)及び年末年始(臨時休館あり)とする。

(利用時間等)

第5条 当施設の利用時間は午前10時から午後4時までとする。ただし、管理運営責任者と協議の上、利用時間外の利用も認めることができる。

2 当施設の利用期間は、1回の利用につき最大で14日間とする。

(利用基準)

第6条 当施設を利用しようとする者(以下「利用者」という。)は、次の用途に利用することができる。

- (1) 市民の文化力向上に資するためのイベント等の実施に係る利用
- (2) 当施設の歴史や文化に触れるためのイベント等の実施に係る利用
- (3) その他管理運営責任者が必要と認めたイベント等の実施に係る利用

(利用受付)

第7条 利用者は、皆春荘利用許可申請書を管理運営責任者に提出しなければならない。

2 受付時間は、休館日を除く、午前10時から午後4時までとする。

3 受付は、書面、電話若しくはWEBにて申請を受け付ける。

(利用許可)

第8条 管理運営責任者は、第7条1項の利用を適当と認めたときは、旧松本剛吉別邸使用許可書により許可するものとする。

2 施設等の利用許可は、原則として申し込みの先着順とする。

3 利用者は、適切な施設利用のため、付属備品、備品の使用方法等の注意事項の説明を受けなければならない。

4 管理運営責任者は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用を許可しないものとする。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがあると認めるとき。
- (2) 施設又は設備を毀損するおそれがあると認めるとき。
- (3) 政治または宗教の普及活動や反社会的勢力にあたりと認めるとき。
- (4) その他管理運営上支障があると認めるとき。

(利用者の遵守事項)

第9条 利用者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 利用する権利を他の者に譲渡し、又は転貸しないこと。
- (2) 利用目的以外に使用しないこと。
- (3) 所定の場所以外で飲食をしないこと。
- (4) 許可を受けた施設以外の施設を使用しないこと。
- (5) 許可なくして、火気を使用しないこと。また、敷地内では全面禁煙とする。
- (6) 施設のき損、落書、壁、柱等に、はり紙、釘打ち等をしないこと。
- (7) 許可なくして、物品の販売をしないこと。
- (8) 危険物を持ち込まないこと。
- (9) 騒音、怒声等を発し、又は暴力を用いる等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (10) 当施設のブランド力向上のため、SNS等による施設の魅力発信に協力をする事。
- (11) その他管理運営責任者の指示に従うこと。

(維持保全のための協力)

第10条 当施設を適正に維持管理・保全していくため、可能な限り修繕協力金への協力をいただきたい。

(利用許可の取り消し等)

第11条 管理運営責任者は、利用者が前9条の規定に違反した場合は、使用許可を取り消し、又は使用の停止を命じることができる。

(従業員の立ち入り)

第12条 管理運営責任者は、当施設の管理運営上必要と認めるときは、当施設の従業員をもって使用中に立ち入らせることができる。

(き損等の届出)

第13条 利用者は、当施設の施設、設備、備品等をき損、汚損又は滅失(以下「き損等」という。)したときは、速やかに旧松本剛吉別邸のき損等届により、その旨を管理運営責任者に届け出なければならない

(損害賠償)

第14条 利用者は、当施設の使用に際して、施設又は設備をき損させ、又は滅失させたときは、その損害を賠償しなければならない。

(雑則)

第15条 本書に定めるもののほか、当施設の利用に関し疑義が生じた場合は、利用者と管理運営責任者が協議し、その指示に従うものとする。

令和 年 月 日

株式会社トープラ 御中

住所  
氏名

## 旧松本剛吉別邸利用許可申請書兼誓約書

以下の者が行う旧松本剛吉別邸の利用について、許可を申請するとともに、「施設利用上の注意」の内容を十分に理解し、遵守することを誓約します。

団体名	
代表者名	
代表住所	〒
代表連絡先	
ホームページ	
担当者名	
担当者メール	
担当者携帯	
利用日(期間)	年 月 日( ) : ~ 年 月 日( ) :
搬入出用駐車場の利用	<input type="checkbox"/> 利用する(約 台) ・ <input type="checkbox"/> 利用しない (利用時間: )
利用目的	
利用内容	

旧松本剛吉別邸の維持管理・保全をするための修繕協力金について賛同します。

( 円)